

## あま市有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、あま市有料広告掲載要綱（平成23年あま市告示第60号）第3条第3項に規定する広告に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告を掲載することができる対象（以下「広告媒体」という。）に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告の内容、デザイン等については、当該広告を掲載する地域の環境に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

- 2 設置する地域のルールや習慣により形成されてきた文化等に配慮し、地域の良好な景観保全を重視したものであることが望ましい。
- 3 屋外広告を掲載する場合は、事前に企画財政部企画政策課と協議を行うこと。

(広告掲載規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる理由のある事業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種又はこれに類する業種
- (3) ワイセツ及び性的要素が強い商品又はサービス等を提供しているもの
- (4) 法令等で認められていない業種又は商法及び違法な商品を取り扱う者
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (6) 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- (7) 各種法令に違反しているもの
- (8) 悪質な行為などにより本市の指名停止期間中である事業者
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立て及び会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てがあるもの
- (10) 連鎖販売取引に関するものなど、社会問題を起こしうるもの
- (11) 前各号に定めるもののほか、市資産を広告媒体とするのに適当でないと市長が判断するもの

(広告全般に関する掲載基準)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商

- 品、粗悪品その他掲載することが不相当と認められるもの
- (2) 他をひぼうし、中傷し、若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 不当な差別、人権侵害若しくは名誉棄損をするもの又はそのおそれがあるもの
  - (4) 氏名、写真、談話、肖像、商標等が無断で使用し、肖像権、著作権等を侵害しているもの又はそのおそれがあるもの
  - (5) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
  - (6) 政党、政治団体その他、政治活動に関するもの
  - (7) 個人、団体等による宗教の布教推進を主目的とするもの
  - (8) 利用者を惑わせたり、不安を与えるもの又はそのおそれがあるもの
  - (9) 国内世論が大きく分かれるもの
  - (10) 個人、団体等による意見広告
  - (11) 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告であって、市長が不相当であると認めるもの
  - (12) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告
  - (13) 供給量や期間等が著しく限定されているにもかかわらず、その内容が明瞭に記載されていない広告
  - (14) デザインや色彩等が著しく広告媒体との調和を損なうと認められる広告
  - (15) 市の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの又はそのおそれがあるもの
  - (16) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認める広告

(屋外広告に関する掲載基準)

第6条 屋外広告の内容、デザイン等が次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもので、自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの
  - ア 過度に鮮やかな模様及び色彩を使用するもの
  - イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
  - ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (2) 次のいずれかに該当するもので、自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの
  - ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
  - イ ノード、水着姿等を表示し、著しく注意を引くもの
  - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
  - エ その他青少年の心身・教育に有害となるもの又はそのおそれがあるもの

現

(屋内・屋外広告に関する景観上の基準)

第7条 屋内・屋外広告の内容、デザイン等が次の各号のいずれかに該当し、施設内の環境又は市の美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しない。

- (1) 会社名、商品名等を著しく繰り返すもの
- (2) 美観を著しく損ねるもの又は類するもの
- (3) 周辺の環境や景観と著しく違和感があるもの
- (4) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
- (5) 著しくデザイン性の劣るもの
- (6) 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの

(広告表現、表示内容等の基準)

第8条 広告表現、表示内容等については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から次のいずれかに該当するものは、掲載しない。
  - ア 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第4条第1項各号に規定する表示に該当すると認められる広告
  - イ 虚偽の内容表示
  - ウ 射幸心を著しくあおる表現
  - エ その他消費者に誤認させるおそれのある表示
- (2) 青少年保護及び健全育成の観点から次のいずれかに該当するものは、掲載しない。
  - ア 広告する商品等とは無関係に、単に目立たせるための水着姿やヌード等、必然性のない表示
  - イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
  - ウ 善良な風俗に反するような表現
  - エ その他青少年の心身・教育に有害となるもの又はそのおそれがある表現

2 前項の規定にかかわらず、別途、法令や公正取引協議会その他各業界における自主基準等により広告内容の表示等に関する規制のあるものは、当該規制を遵守することとする。

(個別の基準)

第9条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を作成することができる。

2 前項の基準を定めるに当たっては、あま市広告審査委員会に付議するものとする。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。